

地域展開に係る質問と考え方(令和8年7月時点)

勝央町教育委員会

No.	項	質問	回答(現時点での考え方)
1	指導者	「指導者は必ずしも技術指導ができるものである必要はない」となっていますが、認定地域クラブの要件について、各スポーツ競技の指導者資格や審判資格の有無は要件でないという理解で良いか。	勝央町の認定地域クラブはスポーツに限らず、文化団体や例えばボランティアクラブなど、競技・活動の専門性を必ずしも必要としないクラブの創設も想定していることから、指導者資格の保有は必須とはしていません。 ただし、スポーツ競技によっては、中体連登録時や競技大会の出場要件として指導者資格が求められている競技団体もあることから、それぞれの競技団体が求める指導者資格を保有している指導者を配置することが望ましいと考えています。 なお、指導者は勝央町教育委員会が実施する研修を毎年受講していただくこととしております。これは、認定要件の一つである教育的意義や各種ハラスメント防止等への意識高揚を図ることを目的として実施するものです。
2		指導者への謝金補助の内容は？	教育委員会としては、活動団体への活動助成金の支給も検討しているところです。詳細は決定次第、関係者へのお知らせやホームページ等で公表いたします。
3		指導者への謝金は教育委員会が支払うのか。金額の基準は設定されるのか。また、確定申告は必要か。	指導者への謝金は各クラブの中で適正に執行していただきます。直接、教育委員会からはお支払いいたしません。基準(水準)等も設定いたしません。 なお、一般的には、本業(会社員など)以外に年間20万円を超える指導者として受け取った謝金がある場合は、確定申告が必要となる場合があります。それ以外でも確定申告が必要となるケースがありますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。
4		指導者は運営団体(教育委員会)から派遣されるのか。	運営団体が地域の受け皿に移行した場合、そのような形も考えられますが、現状は各クラブでの指導者の配置をお願いいたします。 指導者を募集する場合は、教育委員会としてもチラシの作成や広報などの支援をさせていただく予定です。
5		引率者への旅費等の支給はありますか。特に中国・	今後支援の在り方を検討していきます。

		全国大会など遠方での大会開催となる場合。	
6		指導者の登録はどのように行われるのか。認定の基準はあるのか。	指導者の登録はお一人ずつ「登録申請書」を記入していただきます。認定の基準等は特に設けてはいませんが、特に児童生徒の安全確保と健全育成を目的とした各種事項を遵守することにご誓約いただきます。 ただし、スポーツ競技によっては、中体連登録時や競技大会の出場要件として指導者資格が求められている競技団体もあることから、それぞれの競技団体が求める指導者資格を保有している指導者を配置することが望ましいと考えています。
7	研修	「町が定める研修」とは、具体的に想定されている内容があるか。	国のガイドライン等によると、指導者の登録には、当該市区町村が定める研修を受講することが求められているところです。教育委員会では、有識者を講師に迎えた指導者研修会の開催し、これを当該研修に充てることを検討しており、詳細は改めて通知する予定です。 また、県や県スポーツ協会等が実施する研修を、受講すべき研修と位置付けることも検討しています。
8	会費	認定地域クラブの活動は会費の徴収が必要か。	クラブごとに状況が異なるため、会費の徴収は必ずしも必要としておらず、教育委員会としても一律の設定は行いません。認定要件に基づき、各クラブにおいて設定していただきたいと考えています。
9		会費の徴収について保護者の理解が得られるか心配。	受益者負担の導入(会費)は、専門指導者への適正な報酬や施設使用料を確保し、教職員の負担を減らしながら生徒の活動機会を持続的に維持するために不可欠です。 教育委員会としては家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、配慮を進めていく方針です。
10	保険	保険は「各クラブで加入する」となっていますが、スポーツ少年団に入会している子供は不要ですか。教育委員会から適当な保険を斡旋してもらえますか。	スポーツ少年団の活動をそのまま継続(スポ少の活動として継続)するようであれば、新たな加入は不要です。ただし、所属する団体(活動団体)が変わる場合や、複数のクラブで活動したい場合は、所属する団体ごとに保険へ加入する必要があります。 なお、保険について教育委員会としては、斡旋は行わない予定です。 (参考)他の自治体では、認定地域クラブの多くが、公益財団法人スポーツ安全協会が実施する「スポーツ安全保険」に加入しているとのことです。

11	参加者の募集	広域から生徒を集めるものではないとのことだが、その範囲は？	勝央町教育委員会としては、まずは勝央町民のスポーツ・文化活動の環境づくりを最優先事項として取り組みます。したがって、「範囲」は町単位を想定しています。したがって広域の範囲＝町外となります。
12		地域クラブには、他校の生徒も参加できるとのことだが、その範囲は？また、その生徒の在籍している学校との連携はどのように行うのか。	参加者は基本的には町内の生徒を想定していますが、町内に在住であっても、例えば津山中学校や誕生寺支援学校など町外の学校に通っている生徒の参加も想定されるところです。指導者同士のつながりがあれば、当該学校と直接連絡を取られることも可能ですが、それが困難であれば勝央町教育委員会を通して連絡をお取りしますので、必要があればまずは勝央町教育委員会にご連絡ください。
13	活動計画	活動計画の公表とはどのような形か。	認定申請時に月間、年間の活動計画をご提出いただくことを想定しています。これを当該クラブの加入者募集の際に、チラシ等で公表することを想定しています。
14	スポーツ少年団との関係	現在、スポーツ少年団は練習場所や活動費など町から優先的に支援がされていますが、認定地域クラブに対する支援についてはどのような考えがあるか。 ※指導者報酬、活動助成金、会場使用料減免、練習場所の確保など	スポーツ少年団と同等程度の措置(支援)が想定されます。詳細が決まれば改めて通知する予定です。
15		スポーツ少年団を認定クラブに切り替えることができるか。 また、その場合に今まで受けられていた町からの支援はどうなるのか。	スポーツ少年団活動を認定地域クラブ活動に切り替えることは可能です。その場合でも認定要件に基づく申請をお願いしたいと考えています。 なお、スポーツ少年団と認定地域クラブの両方から(同時に)支援を受けることは想定されません。(どちら一方からの支援となる見込みです)
16		スポーツ少年団と認定地域クラブとの関係は？	スポーツ少年団は、日本スポーツ協会が統括する、歴史ある「民間(社会教育)のスポーツ団体」です。主に小学生を対象に、地域のボランティア指導者や保護者の協力によって自主的に運営されてきました。 認定地域クラブはゼロから新しいクラブを立ち上げるだけでなく、既存の地域団体を認定するケースも想定され

			ます。ここにスポーツ少年団が関わってきます。 その際、他の自治体では、地域に基盤がある「スポーツ少年団」が、中学生の受け皿(＝認定地域クラブ)として手を挙げ、活動を拡張・移行していくケースが増えています。従来のスポーツ少年団は「小学生」がメインでしたが、部活動の地域移行に伴い、「中学生(あるいはそれ以上)」までをカバーする指導体制を作るなど、その役割を進化させています。 関係性としては、「スポーツ少年団が、時代の変化(部活動の地域展開)に合わせて『認定地域クラブ』という新しい衣をまとい、中学生のスポーツの場も支えていく」という、関係にあると言えます。
17	認定要件等	地域クラブの認定数に上限や条件を付けるか？	当面の間、認定数に上限は設けません。
18		単町ではなく、広域(例えば、津山市に拠点を置くクラブに勝央中の生徒も参加しており、当該クラブが勝央町の認定を求めてきた場合)はどうするか。	活動拠点(＝練習拠点)が勝央町内にあることを条件に、認定申請を受け付ける方針です。
19		団体を設立するにあたり運営規約の制定が求められているが、会費の明記は必要か。	参加者や保護者への適切な情報開示や透明性の確保のためにも、会費の明記は必須です。 なお、教育委員会では、運営規約の例文(ひな形)も用意する予定ですので、こちらを参考にいただければ幸いです。
20		勝央町が実施主体となる場合があるのか。	勝央町または勝央町教育委員会が実施主体となっていく活動(団体)も想定されます。なお、その場合はいくつかの認定要件は適用しないといった例外規定が存在します。
21	認定審査	運営規約の例文や提出する書類の様式はどこからダウンロードすることができますか。	勝央町のホームページからお願いいたします。 なお、検索方法は、下記のとおりです。 勝央町ホームページ>右上の検索 >認定地域クラブ と入力

22	活動場所	認定地域クラブは中学校の施設や備品等が使用できるか。	認定地域クラブの活動は原則、勝央中学校で行っていただくこととなります。したがって、中学校の施設や備品等については、授業、学校行事、および学校が認める部活動等の教育活動に影響がない限りにおいて、使用できる方針です。 詳しくは別に公表する「勝央町認定地域クラブ活動における中学校施設・設備利用ルール」をご覧ください。
----	------	----------------------------	--

23	活動時間	認定地域クラブガイドラインの活動時間について、例えば大会や遠征、練習試合等は朝から夕方まであったりするケースもあると思います。そういった場合は普段の練習を含めると簡単に 11 時間はオーバーしてしまうと思います。 ①上記のように大会が絡んだ場合の実態と乖離があるということについてどう考えますか？ ②大会時や遠征時の移動時間は活動時間に含めますか？ もし含めるといった場合は遠方へ赴く場合はすぐに時間オーバーするのでは？と考えます。	<u>1. 大会が絡んだ場合の実態との乖離について</u> 国や県のガイドラインにおいては、大会や遠征時における「1 日の活動時間の上限(休日 3 時間・週 11 時間)」の超過を直接的に禁止する規定や、それを想定した詳細な時間計算のルールは明記されておりません。 しかしながら、実際の大会や遠征、練習試合等においては、朝から夕方まで活動が及ぶケースがあり、通常の時間制限を機械的に当てはめると実態と大きく乖離し、生徒の出場機会を著しく奪う恐れがあります。 本町としては、ガイドラインの本来の目的である「生徒の心身の健康管理と過度な負担の抑制」を重視しつつ、実態に即した柔軟な運用(以下のとおり)を行います。 <u>通常練習と大会活動の切り離し</u> 大会や遠征の当日は、通常の「1 日 3 時間」の上限の枠外(例外)として扱います。 <u>「振替休養日」による総量規制</u> 大会等で週末に長時間の活動が生じた場合は、「大会の翌週は平日の練習を 1 日休みにする」など、月間や年間での活動バランスを適正に保つ取り組みを行ってください。 <u>2. 大会・遠征時の移動時間は活動時間に含めるか</u> 国や県のガイドラインには、遠征等における「移動時間」を活動時間に含めるか否かについての明確な規定はありません。移動時間をすべて「週 11 時間」の制限にカウントしてしまった場合、近隣都市部への遠征に時間を要する本町のような中山間地域においては、移動だけで制限時間に達してしまい、現地での試合や指導の時間が確保できなくなるという重大な地域格差が生じます。 そのため、勝央町における「認定地域クラブ活動」の運用にあたっては、原則次のような考え方をお示しします。 <u>活動時間のカウントからは「除外」</u> ガイドラインが制限する「活動時間」とは、主に心身に肉体的疲労を与える「技術指導や練習、試合そのものの時間」を指すと解釈します。したがって、バスや車等による純粋な移動時間は、週 11 時間の上限カウントからは除外します。
----	------	---	---

			「拘束時間」としての安全配慮 カウントからは除外するものの、移動中も指導者の管理下(安全配慮義務の対象)にある時間であることに変わりはありません。移動時間が長距離に及ぶ場合は、生徒のトータルの拘束時間と疲労度に配慮した現場調整をお願い致します。
24	学校との連携	ガイドライン中、部活動と認定地域クラブとの比較の中で、「学校と連携して行う活動」とはどういう意味か？	部活動はこれまで学校教育の一環として、生徒の心身の健全な成長を支える重要な教育活動として大きな役割を果たしてきました。一方で、認定地域クラブは学校の教育活動ではなくなりますが、その活動には学校と協力して行うこと(例えば施設や備品の利用、生徒に関する情報交換、兼職兼業の先生の指導など)があります。こうしたことから、認定地域クラブの位置付けは学校と連携して行う活動として行っているところです。
25		部活動では、公式大会等の出場時に町バスが利用できた。認定地域クラブになってからもバスが利用できるのか。	中学生が参加する公式大会等に限り、認定地域クラブも町のバスが利用できるように調整を進めています。なお、利用者(団体)が重複した場合など、利用を制限する可能性があることをご承知おきください。
26		平日の地域展開は本当に可能か。	令和9年4月からの完全展開に向けて制度設計を急ぐとともに、指導者・団体の確保に向けた取り組みを進めていきます。
27	地域展開の在り方	認定地域クラブの種類は？これまで部活動になかった活動も可能か。	認定要件に合致するものであれば、これまでの部活動は当然のこと、部活動になかった種目のクラブの設立も想定されます。 認定地域クラブが立ち上がれば、生徒はこれまでの部活動にとらわれず、様々な活動(種目)を選ぶことができますようになります。
28		完全移行となる令和9年4月以前の認定地域クラブの発足は可能か。	認定要件は7月頃を目途に正式に公表する見込みです。9月からは休日の部活動が廃止されることから、9月から認定地域クラブを発足・開始することが可能です。
29		町が地域展開を完全実施する令和9年4月時点は、国では改革実行期間(前期)である。急ぐ必要があるのか。	教職員の時間外勤務の現状や心理的負担のことを鑑みると部活動の改革は急務であると考えています。タイトなスケジュール感となり、指導者をはじめ関係者の皆様方には大きなご負担をお掛け致しますが、ご理解の程よろしくお願い致します。
30		アンケート結果を見ると地	アンケート実施時期は「地域展開」について、町としての

		域中心の活動を望む意見は少数であったが。	在り方や方向性が確立されておらず、情報公開も限定的であったことから、そのような結果になったと推察される部分があります。地域展開の意義や方針を丁寧にお伝えし、保護者をはじめ地域の皆様のご理解を得られるように努力していきます。
31		指導者の確保は十分見込まれるのか。	指導者の確保を図るためにも、まずはその土台であるガイドラインの制定を急ぎます。そのうえで、各種広報や競技団体ごとに意向調査等を実施し、指導者の確保に努めていく予定です。
32		兼職兼業の届出等は教育委員会が用意するのか。	その通りです。「勝央町立学校職員服務規程」に基づき実施します。
33		教職員が平日に活動する場合は、兼職兼業の届出の対象になりますか。	勤務時間後などはその対象になり得ます。ただし、兼職兼業の届出は、教職員としての勤務時間と地域クラブ活動等に従事する時間が重複していないことが必要条件となることに注意が必要です。
34		兼職兼業を希望する教職員はどれくらいいるのか。なお、教職員が従事しなくても運営は可能か。	令和8年度は複数名の教職員が地域クラブでの指導を引き受けてくださる意向を示されています。 もちろん、地域クラブへの参加は教職員に意向に沿ったものでなければなりません。教職員のみで地域クラブの存続を託すような体制とならないように、教育委員会としても多様な指導者の確保に努めていきたいと考えています。
35	兼職兼業について	兼職兼業が認められる教職員はどれくらいいるのか。	兼職兼業の目安の一つに、「時間外在校等時間」と「地域クラブ活動等における労働時間」を通算した時間が80時間以内(ただし、教員の心身の健康の確保の観点から、合計時間は月45時間以内になることが望ましい)という基準があります。 兼職兼業が認められるか否かは、その他にも様々なチェック項目があることから、当該教職員の働き方及び当該クラブ活動の内容等を総合的に勘案して兼職兼業が認められることとなります。したがって、現時点でどのくらいの教職員がいるかどうかは判断できません。
36		兼職兼業が認められなかった教職員は、謝金を得ずに地域クラブ活動に関わることは可能か。	兼職兼業が認められなかったということは、兼職兼業の承認のなんらかの基準に当てはまらなかったということが考えられます。 あくまで、無償でボランティアで地域クラブ活動等に従事する場合は、許可(承認)は不要ですが、職員の心身の健康

			の確保及び学校での職務遂行上、なんらかの基準に当てはまらなかったということが想定されますので、たとえ無償であっても地域クラブ活動に従事することは好ましくないと考えられます。
37		また教員が携わる場合移動も兼業時間に入りますか？ また、次のような場合活動時間はどうか 1 クラブの中に U15 と U13 のような2つのカテゴリがスポ少のようにあるとする。 U15 と指導者Aが日曜日に 3 時間 U13 と指導者 B が土曜日に 3 時間活動した場合、認定クラブ自体の活動時間は 6 時間となるのか？ なお、教員に関して、兼職兼業の原則よりボランティアのままであるのか、それともこのままの状態でもこれから先も可能なのか？	<u>1. 教員の「兼職兼業時」の移動時間は勤務時間に入るか？</u> 教員が兼職兼業の許可を得て地域クラブの指導を行う場合、原則として「純粋な移動時間」は兼職兼業先(地域クラブ)の労働(指導)時間には含めないという整理が一般的です。 <u>理由と考え方</u> 労働法や公務員の兼業管理において、自宅や本来の職場(学校)から「地域クラブの活動場所(現地)」までの移動は、いわゆる「通勤・移動時間」とみなされ、業務(指導)時間そのものにはカウントされません。そのため、兼職兼業の申請書類に記載する「従事時間」は、現地での実質的な指導・拘束時間をベースに計算します。 ただし、学校から遠方の遠征先へ「生徒を引率しながら移動(バスの添乗など)」する場合は、移動中も生徒の安全管理を行っているため、原則は「指導(業務)時間の一部」として扱ってください。 <u>2. 1つのクラブ内でカテゴリ(U15・U13 等)が分かれている場合、活動時間はどう計算するか？</u> この場合は、「認定クラブ全体として 6 時間」とは考えません。 勝央町の「認定地域クラブガイドライン」における時間制限のチェックは、クラブ全体の総和ではなく、【対象となる生徒の活動時間】で判断します。 U15 の生徒:日曜日 3 時間 U13 の生徒:土曜日 3 時間 したがって、このケースは健全な運営の範囲内であると考えられます。 ※なお、上記のような活動(1つのクラブの中で複数のカテゴリの活動を行うような場合)に係る施設利用については、他の利用の妨げになることが想定されますので、同

		じ施設の長時間にわたる占有(または週の大半を使用するよな予約)は禁止とする方針です。 <u>3. サッカー少年団等の教員の関わり方:ボランティアのままではダメなのか?このまま先も可能なのか?</u> 活動への参加が教員個人の自由な意思と自主的な判断に基づくものであれば、今後も「無償ボランティア」という形で地域クラブの活動に関わり続けることは法的に可能ですし、それを町として制限することはありません。 <u>将来的な持続可能性に向けた町の考え方(ご参考)</u> ただし、今回の部活動の地域展開は、長年教員の善意やボランティア精神に依存してきた「部活動の負担軽減(働き方改革)」を大きな目的の一つとしています。 そのため、町としての長期的・理想的な展望としては、以下の点に配慮した体制づくりを進めていくことが適当であると考えています。 <u>名ばかりボランティアの防止</u> 「ボランティアだから」という理由で、結果的に教員に過度な負担が残り続ける事態は避けなければなりません。 <u>責任と安全管理の明確化</u> 万が一の事故の際の責任の所在や保険の適用関係をより強固にするため、将来的には、活動に見合った適正な謝金を支払われる仕組み(有償ボランティア等)への移行が望ましいと考えています。 <u>兼職兼業手続きの推奨</u> 一定の報酬を伴う形に整理し、教育委員会の「兼職兼業許可」を正式に得ることで、教員自身の立場や権利を守りながら、公私ともに安心して指導に専念できる環境が整います。 勝央町教育委員会としては、教員の皆様の「子どもたちのために指導したい」という熱意と自発的な意思を最大限に尊重し、無償ボランティアでの参画を認めてまいります。 その上で、将来的には指導者への適正な処遇や持続可能な運営体制をクラブ側とも協議しながら、段階的に理想的な形へと進めてまいりたいと考えています。
--	--	---

38	活動場所の確保等	屋内活動場所へのエアコン設置等は検討しているのか。	勝央町教育委員会では、勝央中学校体育館にエアコン設置を行います。令和10年3月までの設置完了を目指して工事を進めていきます。
39	社会体育施設等の利用について	活動場所は原則、勝央中学校とのことだが、例えば勤労者体育館など社会体育施設は使用できるのか。	学校行事や利用日時の重複等により中学校施設が使用できない場合に限り、社会体育施設を利用できることとします。 使用ルール等は別に定める「勝央町認定地域クラブ社会体育施設利用規則」をご覧ください。
40		いろいろな公共施設に利用の優先や、料金の優遇を検討していただいています。なぜ施設ごとに差があるのですか？ 一般利用が多いところだから制限があるのですか？ なぜ武道場は無制限なのですか？	部活動の地域展開における公共施設の利用について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。町教育委員会では、子どもたちが将来にわたりスポーツや文化活動を継続できる環境を守るため、令和8年9月からの休日部活動の廃止・地域クラブ活動の順次スタートに向けて準備を進めております。 その中で、子どもたちの活動場所を確保するために公共施設の優先利用や料金の優遇措置を検討していますが、各施設の対応に差が生じている理由についてご説明いたします。 【施設ごとに差がある理由】 公共施設には、それぞれ「設置された目的」や「主な利用者層」が異なります。地域クラブ活動への優遇措置を行うにあたっては、子どもたちの活動機会を確保することと、これまでその施設を利用されてきた一般の町民の皆様の利便性を損なわない「双方のバランス」を重視して、施設ごとに細かな調整を行っているところです。 一般利用が多い施設への制限は、ご指摘の通り、すでに一般の町民の皆様やスポ少の活動などによる利用頻度が非常に高い施設については、地域クラブによる予約や利用を一部制限したり、調整枠を設けたりせざるを得ない場合があります。特定の曜日や時間帯がすべて地域クラブの活動で埋まってしまうと、一般利用の皆様の活動機会が著しく制限されてしまうため、公平性を保つためのルールづくりを検討しています。 【武道館へのご質問について】

			利用規則に基づき、認定地域クラブの活動場所は原則として勝央中学校の施設と定められており、社会体育施設の利用は例外的なものとしています。 また、認定地域クラブにおいては、武道場は長期間の曜日や時間を囲い込む年間予約を禁止しており、利用日の前月 1 日以降に、一般の方の予約や町の事業が入っていない空き枠がある場合に限って、回数制限なくスポット申請ができる仕組みとなっています。このルールは武道場だけでなく、勤労者体育館や各小学校施設、北部グラウンドも同様に適用していく予定です。 したがって、武道場だけを特別扱いしている訳ではなく、一般利用に影響を与えない範囲で施設を有効活用するためのルールですので、ご理解いただけますと幸いです。
41	中体連への登録等について	「認定地域クラブ」は中体連登録できるか。	認定地域クラブでも中体連登録は可能です。 認定地域クラブが<u>県中体連主催大会のみに出場</u>する（競技団体の大会には出場しない）場合は、中体連登録のみで構いません。 なお、その場合、自治体が認める「認定地域クラブ」であれば、たとえ各競技団体が定める公認資格を保有する指導者が所属していなくても、中体連への団体登録及び大会への出場は可能となります。 ただし、認定地域クラブが県中体連主催大会と各競技団体の大会に出場する場合は、各競技団体が定める公認資格の保有する及び各競技協会・連盟への登録が必要となります。
42		認定地域クラブに所属していれば、中体連の試合には出られるのか。	認定地域クラブ活動が県中体連へ団体登録を行った上で、選手登録期間に選手登録を行えば、中体連の大会への参加申し込みが可能となります。（勝央町は美作地区中体連の地区大会になります）
43		認定地域クラブは、他の中学校の部活動と合同で、中体連の大会に出場できるか。	中体連事務局では、現時点（2026.5 月）では、中学校部活動と認定地域クラブ活動の合同チームは認められていません。 なお、中体連主催以外の競技連盟の大会出場や登録はそれぞれで定める規定や約束に従っていただく必要があります。

44	その他	地域クラブの指導者が中体連をはじめ、美勝英大会の運営にも、積極的に関わってもらうための表現をガイドラインに入れてはいいかがか。	大会への参加にあたっての運営協力に関する条項は、本文中のみならず、認定地域クラブの認定要件の一つとして盛り込んでいます。教育委員会としては、認定要件の順守を各団体に周知し、大会等への協力をお願いしていきます。
----	-----	--	---